

【後期第2問】

X および Y は共謀して、怨恨から A(当時 36 歳)を殺害することを企て、昭和 60 年 3 月 17 日に、スナックに集まり、A の来店を待った。そして、同日午後 0 時 30 分ころ、同店 2 階 6 畳間において、来店した A の身体を押さえつけ、Y が電気コードを A の首に巻きつけ、殺害の意思をもって X・Y でその両端を引っ張ったところ、A は窒息死した。

A を殺害した直後の同日午後 2 時ころ、同所において、A の死体から脱がした背広の内ポケットから、同人所有の現金約 100 万円を取り出した。

X・Y は、A の死体を遺棄することを企て、同日午後 2 時ころ殺害現場において、A の死体の手足をネクタイで縛ったうえ毛布に包んでダンボール箱に梱包した。その際、犯行が発覚しないように腐敗しない貴金属類を死体から剥がして、死体とは別の場所に投棄することとし、腕時計及び指輪等を被害者の死体から剥がしてビニール袋に入れておき、これを翌 18 日午前 1 時ころ、死体を自動車に積む際に一緒に積み込んで死体を埋める場所に向かった。

そして、翌 18 日午前 1 時ころ、予め Y が借りて来たレンタカーに死体の入ったダンボール箱を積み込み、Y が運転して山林へ向かった。同日午前 5 時ころ、山林に到着した X・Y は穴を掘り、ダンボール箱から取り出した A の死体を埋めた。

ところが、死体の遺棄に気を取られていたためか、貴金属類を入れたビニール袋についてはこれを捨て忘れたまま帰って来てしまい、このことに気付いた X は、Y にこれの投棄を委ねた。しかし、昭和 60 年 3 月 21 日ころ、Y は、交際中の B 子から金の無心を受けたこともあって、腕時計については捨てるのをやめ、これを同日 B 子に渡し 30 万円で質入れさせた。指輪についても、Y は、いずれ換金しようとするようになって保管を続けていたところ、同年 4 月 7 日ころ、友人の C から質に入れると足がつくと忠告されたので、同人に対し投棄してくれるよう依頼して渡した。X は、腕時計及び指輪について Y が捨てているものと考えていた。

X・Y の行為の罪責を検討せよ。

参考判例：東京地裁昭和 62 年 10 月 6 日判決